

●マイナンバー等分科会の検討においても、公的個人認証サービスの利用拡大等についていくつか指摘が行われている。

※マイナンバー等分科会：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部新戦略推進専門調査会の下に平成26年2月より設置されている会議であり、個人番号カードの利活用方策、マイポータル/マイガバメントの在り方、法人番号の利活用方策、個人番号の更なる利活用ニーズ等について検討を行っている。

「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間取りまとめ(案)」(H26.5.16第5回マイナンバー等分科会資料1)

1. 個人番号カード

① 各種カード類の個人番号カードへの一体化/一元化

P5・**キャッシュカード、クレジットカード等、民間が発行するカードについても**、国民や民間事業者のニーズを踏まえ、後述の**公的個人認証サービスの民間開放と併せ、個人番号カードとの一体化や連携等につき**、官民相互にメリットが得られるよう、**柔軟に検討を進める**。

③ **公的個人認証サービスの利活用拡大**

P6・**民間による利用拡大を図る**観点から、**金融機関や医療機関等、CATV事業者等**の民間事業者への署名検証者の民間事業者への開放に向け、その要件を早期に明らかにするとともに、**利用事例(ユースケース)の明確化**に係る実証、証明書の効力に関する周知や、積極的な利用の働きかけ等を行うべきではないか。

2. マイポータル/マイガバメント

⑤ マイガバメント上のサービスの「電子化」

P8・利用者の利便性を高めるとともに、サービス提供者の負担も軽減する観点から、郵送される書面の内容を転記したり、別途保管したりする必要がないよう、**必要な官民の証明等を電子的データとして受領できる「電子私書箱」の構築**に向け、法的効力の整理やそれを利用した手続の見直し等について、検討する。

⑦ 多様な利用手段・機会の提供

P9・**個人番号カードによるログイン**について、スマートフォン、タブレット端末や**CATV等、普及している媒体に幅広く対応させる**とともに、CATVにおいては、次世代セットトップボックスへの個人番号カードの読み取り機能の内蔵など、具体的な対応のあり方を検討する。